

白井市監査委員告示第2号

住民監査請求に係る措置について

平成28年2月3日付で、地方自治法第242条第1項の規定に基づき請求のあった「学校給食共同調理場の老朽化対策及び公金の賦課・徴収を怠る事実又は財産の管理を怠る事実に関する監査請求」について、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第242条第9項の規定により措置した結果を、次のとおり公表します。

平成28年5月10日

白井市監査委員 平田 正治

同 長谷川 則夫

[監査結果に対する措置通知書]

白 総 第 5 4 号

平成28年4月28日

白井市監査委員 平田 正治 様

白井市監査委員 長谷川 則夫 様

白井市長 伊澤 史夫

住民監査請求に係る措置について（通知）

平成28年4月2日付け白監第1号で通知のありました勧告について、必要な措置を講じたので、地方自治法242条第9項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 白井市監査委員から白井市長への勧告

税が申告制度であろうとなかろうと、納税の義務は憲法にも規定されているところであり、市町村税については賦課すべき市が、まず課税対象者・物件等を確実に捕捉し、適正な評価と賦課を実施することにより、税の公平性が保たれるものであり、また、その公平性は、除斥期間や税額の増減、職員判断によるものではなく、法令に基づくことにより担保されるものであると考えます。

「制度の不知」が原因であるならば、広報への掲載やチラシの作成、農協や農業委員会等関係団体との調整により、可能な範囲での周知方法を検討するとともに、一気に実施することが不可能であれば、地区ごとに数年での調査方法等も考えられ、税収を上げるためにも課税客体を確実に捕捉し、原則どおり適正かつ公正・公平な賦課に努力するよう勧告します。

また、固定資産税に係る実態調査についても、法令に基づき実施するよう勧告します。

2 講じた措置

市税については、課税客体を確実に把握し、より適正かつ公正・公平な賦課に努めることといたします。

なお、固定資産税の実態調査については、地区や用途・地目ごとに区分するなどの工夫を凝らし、複数年での実態調査を行うこととしました。

また、制度の不知については、市広報紙や市ホームページの活用はもちろんのこと、関係団体の協力を得ながら、申告制度などについて一層の周知を図っていくこととしました。